

平成27年(ラ)第33号

川内原発稼働等差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

即時抗告申立補充書・その15

—基準地震動についての補充—

2015年12月4日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

第一 被抗告人に対する求釈明事項

- 1 原審答弁書78頁記載の図44「本件原子力発電所敷地地盤で得られた観測記録の応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法により求められた応答スペクトルの比」(右下)を作成するにあたって使用した「本件原子力発電所における観測記録」(原審答弁書76頁11行)とは、1984年以降現在までの合計90の

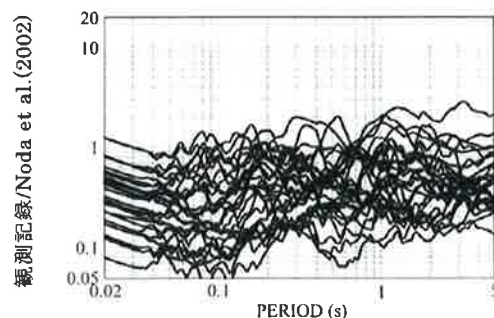


図4.4 本件原子力発電所敷地地盤で得られた観測記録の応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法により求められた応答スペクトルの比

地震の川内原発敷地地盤における観測記録のうちマグニチュード5.0以上のもの（原審答弁書72頁2行～4行、76頁2行～3行参照、すなわち、原審答弁書74頁記載の「図40 地震観測記録を用いた到来方向の検討（マグニチュード5以上）」作成の前提となった地震の観測記録）と理解してよいか。

また、原審答弁書78頁図44作成の前提となった各観測記録にかかる地震の発生日時、震源、マグニチュード、本震・余震の別などを特定されたい。

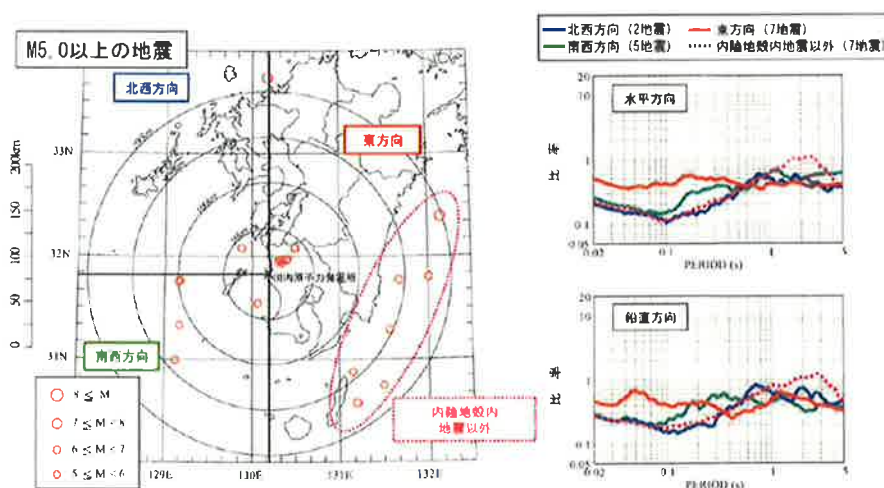
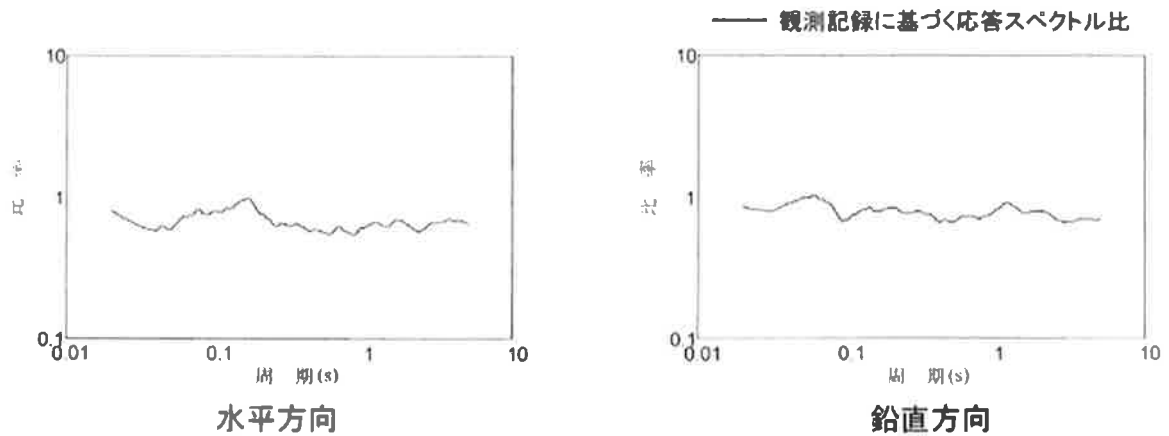


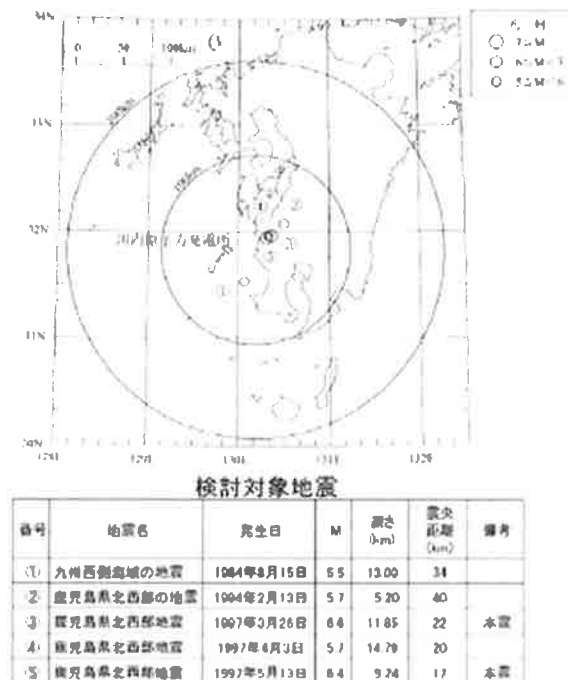
図4.0 地震観測記録を用いた到来方向の検討（マグニチュード5以上）

2 乙120（平成26年5月23日付け「川内原子力発電所 地震について」）
 54頁「敷地地盤で得られた内陸地殻内地震の地震観測記録（M5.4以上の5地震・・・）」とは、次頁図B「検討対象地震」（同24頁）番号①から⑤の地震のことであり、すなわち、図B「検討対象地震」における5地震の Noda et al.(2002)による応答スペクトルとの比を平均化したものが図A「観測記録に基づく応答スペクトル比」であるものと理解してよいか。仮に、このように理解してよいのではない場合には、図A作成の前提となった「5地震」（甲120 54頁）の発生日時、震源、マグニチュード、本震・余震の別などを特定されたい。

また図A作成の前提となった「5地震」の Noda et al.(2002)による応答スペクトルとの比を別々に特定可能な形で示されたい。



上図（図Aとする）は甲120 54頁掲載の図である。



上図（図Bとする）は甲120 24頁掲載の図である。

第二 震源を特定せず策定する地震動について

平成27年11月27日の進行協議期日において、裁判所から、「原告人の主張としては、審査ガイドにおいては、Mw 6.5未満の地震はどこにでも起こる可能性があることを前提にした設計をすべきであるというもので、被告人の主張としては、

審査ガイドは仮想的な地震動(の耐震設計)までは求めていないという理解でよいか。」との求釈明がなされた。

抗告人としては、基本的には、審査ガイドにおいては、Mw 6.5未満の地震はどこにでも起こる可能性があることを前提にした設計をすべきであることを主張するものであるが、万が一、審査ガイドの趣旨として、被抗告人のいうように、現実に観測された記録のみをもとに基準地震動を策定してよいということであれば、審査ガイド自体が原発の耐震安全性を確保するに足りない(すなわち審査ガイド自体が不合理である)ということも主張するものである。

以上